

<別紙1>

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称：平塚ふじみ園	種別：救護施設	
代表者氏名：金子智代美	定員（利用人数）：入所180名	
所在地：〒254-0014 平塚市四之宮6-15-1		
TEL：0463-55-1300		
ホームページ：http://www.kanagawa-doen.jp/hiratsuka-fujimien/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：1960年7月18日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会		
職員数	常勤職員：54名 非常勤職員：8名	
専門職員	（専門職の名称） 名	
	精神保健福祉士	栄養士
	看護師	嘱託医・PT
施設・設備の概要	（居室数）4人部屋:43、2人部屋：4、ショートステイ：2、生活訓練室	
	（設備等）指導員室：6、作業訓練室：4、サークル室：2、食堂：2 静養室：2、医務室：2、相談室：2、会議室：2、浴室4 機能訓練室・裁縫室・事務室・施設長室・洗濯室：各1	

③理念・基本方針

(法人の理念)

1.人権を尊重します

私たちは、一人ひとりの立場に立ち、人としての尊厳をしっかり守り、個別性に配慮した、柔軟で適切な対応をしていきます。

2.幸せであるためのサポートをします

私たちは、一人ひとりが安心して生活し、幸せな人生を送ることができるように、専門性をもってサポートしていきます。

3.地域社会と共生していきます

私たちは、地域交流、施設開放といったことはもちろんのこと、福祉の情報発信基地になり、地域社会に溶け込んだ活動をしていきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

救護施設は、経済的問題を抱え、身体や精神に障害があって日常生活を送ることが困難な人たちが、健康で安心して生活するための保護施設です。平塚ふじみ園は、利用者の人権、人格の尊厳を守り、一人ひとりが地域社会の一員であることを念頭に置き、支援環境を整えています。救護施設は生活保護法によって規定された保護施設です。障害の種別による対象者の限定はなく、支援を必要としている方を幅広く受け入れ、地域におけるセーフティーネットの機能をはたしています。

精神障害、身体障害、知的障害や経済的な問題など様々な生活上の問題を抱え社会の中で自立した生活を送ることが困難な方々が安心して生活し、多様な支援プログラムによって可能性を広げ、関係機関や地域の方々の協力、社会資源の活用等により利用者一人ひとりのその人らしい生活の実現に向けて総合的に支援しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年10月22日（契約日） ～ 令和3年4月23日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	初回（ 年度）

⑥総評

平塚ふじみ園は、JR平塚駅よりバスで20分、バス停から徒歩5分の閑静な住宅街にあります。昭和35年に神奈川県保護施設設置条例が改正され、入所定員100名の救護施設「平塚ふじみ園」が新設され、社会福祉法人恩賜財団神奈川県同胞援護会が運営の委託を受けました。平成3年に定員180名となり、併せてデイサービス事業、短期入所事業、救護施設通所事業を開始しました。平成18年に県の設置条例の廃止を受け、同法人の民立民営施設として事業を開始しました。

建物面積6,349.66㎡、鉄筋コンクリート2階建の施設です。主な事業としては、入所者生活支援事業(定員180名)、保護施設通所事業(定員9名)、居宅生活訓練事業(定員2名)等及び平成29年度より認定生活困窮者就労訓練事業を運営しています。

◇特に評価の高い点

1) 職員の利用者への人権擁護意識の徹底を図っています

利用者の人権・人格の尊厳を尊重することを施設の基本方針に掲げています。利用者の人権擁護に関わる20項目のチェックリストを作成し、毎年定期的に全職員が自己チェックを行い、利用者への人権侵害がないことを確認しています。自己チェックの結果を集計し課題を分析し、対策について全職員で話し合います。昨年度は、利用者的人格を尊重した接し方や呼称に関する課題提起がありました。集計結果を基にグループワークで話し合い、「利用者への説明は分かりやすい丁寧な言葉であったか、職員は威圧的な態度ではなかったか、どういう場面で職員が利用者支援に課題があると感じたか、また、どうしたら改善できるか」など意見を出し合い、利用者の人権擁護について職員意識の共有を図ります。無意識のうちに利用者の人権を侵害することがないように職員意識の徹底を図っています。

2) 利用者の社会参加を推進し自立に向けた支援に努めています

職員は、利用者の社会参加を目的に桜まつりや夏のお楽しみ会、文化祭等の行事への参加を促進し、地域の方々と協働する事で社会人としての適応能力の向上を支援しています。また、生活用品の購入など日常生活の中での社会参加に伴う利用者自身の自己決定能力の向上を図るために、適応技能訓練(SST)を実施し、グループワークを通して利用

者が社会適応能力の向上を図るように支援しています。

居宅生活訓練事業を推進しています。居宅生活への移行を希望する利用者がそれに近い環境で生活し、金銭管理、食生活、服薬管理指導等の生活訓練を行う中で社会適応能力の向上を図るように支援しています。

3) 利用者の心身の状況に応じた機能訓練を実施しています

機能回復訓練年間計画に沿って個別訓練表を作成し利用者の社会復帰に向けた機能訓練を推進しています。個別訓練は、主治医の指示のもとに理学療法士(PT)が指導し、関節可動域訓練、歩行訓練、立位訓練、筋力強化訓練などを実施しています。週1回PTが施設を訪問し利用者個々のプログラムによる機能訓練を実施し、また、平日は機能訓練担当職員がPTのプログラムを基にした歩行訓練などを実施しています。機能訓練プログラムは、利用者の身体状況をみてPTがプログラムの見直しを行います。機能訓練の参加者は、昨年度一日平均は36.8人でした。年間200回以上の利用者を表彰し、参加意欲の向上を図っています。

◇改善を求められる点

1) サービスの標準的実施方法の推進

介護マニュアル、食事支援等生活支援に関するマニュアルを整備し日々の利用者支援の標準化を図っています。また、「利用者の生活全般にかかわる援助計画」を作成し、個別支援計画策定に関する標準化を推進していますが、標準的な実施方法に基づいた支援を確認する取り組みについては十分ではありません。マニュアル等の定期的見直し等を含めた対策の実施が期待されます。

2) 目標援助制度の一層の推進

「目標援助制度」を導入し、職員は仕事の仕方、学習と成長の視点など4つの視点毎に自らの目標を「目標シート」に記載します。評価者を部下の成長を促す援助者と位置づけ、援助者は目標シートをもとに目標面接、育成面接、フィードバック面接など年3回の面接を行い職員と達成目標の情報共有を図ります。しかし現時点では本制度の運用は軌道に乗っておらず、導入の途上にあると言えます。目標援助制度に基づき職員の育成、評価、処遇等を総合的に実施する人事制度の具体化に向けた対策の推進が期待されます。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受審しました。今回は全職員が自己評価を行った上、多職種でグループワークを行い、まとめたものを施設の自己評価として提出し、職員の意識や利用者の施設に対する評価が把握できました。これらが基本となり受審した結果、想定より良い評価を頂きましたが、各評価項目の内容の達成度を考えると十分ではなく課題が多いと考えています。改善が求められる点については当然の内容であり、改善に向けてさらに努力していき、評価が高かった内容についても結果に甘んじることなく、今後の振り返りに活用し、より利用者の視点に立った施設運営を行っていきたいと考えています。

⑧ 第三者評価結果

別紙2のとおり